

第 35 回

農業委員会総会議事録

平成 26 年 5 月 29 日(木)

幕別町農業委員会

第 35 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 26 年 5 月 29 日（木）午後 2 時 28 分から午後 2 時 56 分まで

2 開催場所 忠類総合支所 2 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	前川	厚司
	5 番	大道	健實
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	13 番	高橋	秀樹
	14 番	鬼頭	良市
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏

4 欠席委員（2 名）

6 番	小原	喜久雄
23 番	齊藤	一男

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可について
第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請の取下げについて
第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可について

5) 議案

第 1 号	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	それでは、定足数に足しておりますから、ただいまから第35回農業委員会総会を開催いたします。
議長	本議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員に21番宗廣委員、22番加藤委員をお願いをいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、6番小原委員、23番齊藤委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	それでは次に報告第1号「農地の賃貸者契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。報告の第1号1番から5番を説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページから2ページの5件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第1号1番から5番までを説明いたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第1号1番から5番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。報告第2号1番を説明いたします。

事務局	報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書3ページの平成26年4月28日、第34回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成26年5月19日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第2号1番を、説明いたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第2号1番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。報告第3号の1番を説明いたします。
事務局	報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」。農地法第4条の規定により許可した下記の農地について、申請者より許可申請の取下届の提出があったので報告いたします。案件は議案書4ページの平成25年1月29日第19回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。平成25年3月26日付けで許可をしておりましたが平成26年5月1日付けで許可の取下届の提出がありましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第3号1番を、説明いたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告第4号1番から3番を説明いたします。
事務局	報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書5ページから7ページの平成26年3月28日、第33回総会で審議された2件と平成26年2月27日、第32回総会で審議された1件の合わせて3件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付しそれぞれ平成26年5月13日、14日、15日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	ただいま報告第4号1番から3番を説明いたしました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第 4 号 1 番から 3 番は報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番から 3 番を説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 3 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件につきましては申請人が農家住宅の建設を目的に農用地区域から農地の除外を求めるものとなっております。なお 3 番の案件につきましては農用地区域から除外になる案件になりますので、地目、宅地の部分が含まれております。今月の 23 日にそれぞれ現地調査を行っております。除外の要件につきましてはすべて要件を満たしていると考えておりますので宜しくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 3 番の、農家住宅建設に係る農振区域からの除外については申請のとおり承認することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 1 番から 3 番は特に問題がないと答申をすることといたしました。
議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
21 番	説明いたします。去る 5 月 23 日に、前川委員、大道委員、事務局とで現地

	を確認いたしました、周辺農地への影響はないものと考えております。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第２号の１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第２号１番は原案のとおり決しました。
議長	それでは次に議案第２号２番を説明いたします。
事務局	【議案第２号２番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書２ページに記載されておりますとおり農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明と朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足の説明をお願いします。
18 番	説明いたします。去る５月２３日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第２号の２番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【質疑なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第２号の２番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第２号３番を説明いたします。
事務局	【議案第２号３番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書３ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10 番 説明いたします。この案件は去る 5 月 23 日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号 3 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 2 号の 4 番から 6 番を説明いたします。

事務局 【議案第 2 号 4 番から 6 番について、議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は別添調査書 4 ページから 6 ページに記載されておりますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 説明いたします。去る 5 月 23 日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 4 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第 2 号 4 番から 6 番は原案のとおり決しました。

議長 次に提案されます議案第 2 号 7 番は、鯖戸委員が議事参与になります。終わるまで退席をお願いします。

(11 番鯖戸委員退席)

議長 それでは議案第 2 号 7 番について説明をいたします。

事務局	【議案第２号７番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書７ページに記載されておりますとおり農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	説明いたします。この案件につきましては、本来地区担当委員は鯖戸委員でありますが、議事参与に当たることから私の方からご説明申し上げます。去る５月２３日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については事務局説明のとおりでございます。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第２号７番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第２号７番は原案のとおり決しました。 (11 番鯖戸委員着席)
議長	次に議案第２号の８番を説明いたします。
事務局	【議案第２号８番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書８ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	説明いたします。去る５月２３日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第２号の８番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	【異議なしの声多数】 異議なしとします。よって、議案第2号8番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番を説明いたします。
事務局	【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は格納庫建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は、農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	説明いたします。この案件につきましては、去る5月23日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。が、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第3号2番を説明いたします。
事務局	【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は農業用施設である牛舎等の建設に伴う転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されておりますとおりでありますので宜しく願いいたします。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番	説明いたします。この案件につきましては本来、地区担当委員は齊藤委員でありますが、総会欠席であることから私が地区担当委員として現地を確認しましたのでご説明します。本件は牛舎建設等の目的としての転用でございます。去る5月23日、蛸原委員、岡崎委員、事務局とで現地を確認しています。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については事務局説明のとおりです。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番は原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号の1番を説明いたします。
事務局	【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障ないため問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。宜しくお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	説明いたします。この案件につきましては、去る5月23日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認して頂きました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番は原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって、議案第４号１番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第５号「現況証明について」を議題といたします。議案第５号の１番を説明いたします。
事務局	【議案第５号１番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
７番	説明します。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る５月２３日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いておりますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第５号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第５号１番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第５号２番を説明いたします。
事務局	【議案第５号２番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
１１番	説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る５月２３日、前川委員、大道委員、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということで確認頂いておりますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第５号２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第5号3番を説明いたします。
事務局	【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る5月23日に、東口委員、蛭原委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決しました。
議長	本日、予定をしております議案については以上であります。これをもちまして第35回農業委員会総会を終わります。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

21 番 印

22 番 印

議長 印